

平成15年12月16日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

マルサンアイ株式会社

代表取締役社長 下 村 鉢 爾

第52回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の第52回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項 平成15年9月20日現在の貸借対照表並びに第52期（平成14年9月21日から平成15年9月20日まで）営業報告書及び損益計算書報告の件
本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第52期利益処分案承認の件

本件は原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき6円50銭と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

おもな変更の内容は次のとおりであります。

(1) 平成15年6月にオカラ処理施設が完成したことに伴い、現行定款第2条（目的）に「オカラの加工販売」を事業目的に加えるとともに、当社事業の現状に即し、事業の明確化を図るため、所要の変更を行いました。

(2) 平成15年9月25日施行の「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められたことから、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第6条に自己株式の取得の規定を新設し、それ以降の条数を繰り下げました。

(3) 平成15年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）により、次の内容を追記及び新設いたしました。

① 株券失効制度の創設に伴い、定款に株券喪失登録簿について明記し、名義書換代理人の取扱項目に追記いたしました。

② 商法第343条の規定により、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上とする旨の変更を行いました。

- (4) 平成15年4月9日付法務省民事局通知（法務省民商第1079号）により、監査役が法定の員数を欠くことになる場合に、速やかに後任監査役が就任し法定員数を充足できるようするため、定時株主総会で予め補欠監査役を選任することが認められたことに伴い、定款第27条にその適用を受ける旨の規定を新設いたしました。これに伴い、現行定款第26条以下の条数を繰り下げました。
- (5) 以上の変更に伴い条数の整備及び一部字句表現の修正を行いました。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役に下村鉄爾、小川脩、鍋田紘一郎、鈴木擴司、青木春雄、岩月博保の6氏が再選され、小柳忠義、三浦里美、大河内宣久の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、補欠監査役に鈴木治夫氏が選任されました。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は原案どおり退任取締役彦坂忠昭、河合直樹の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会に一任することとして承認可決されました。

以上

なお、本定時株主総会終了後に開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役及び役付取締役が選任され、それぞれ就任いたしました。

| | |
|---------|-------|
| 代表取締役社長 | 下村鉄爾 |
| 常務取締役 | 小川脩 |
| 常務取締役 | 鍋田紘一郎 |
| 常務取締役 | 鈴木擴司 |
| 取締役相談役 | 岩月博保 |

利益配当金のお支払について

利益配当金は、平成15年12月17日からお支払を開始いたしますので、同封の「郵便振替支払通知書」により、最寄の郵便局でお受け取り下さいようお願い申しあげます。

なお、銀行振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたのでご確認下さいようお願い申しあげます。

以上

決算公告の電子化についてのお知らせ

当社は、今期より日本経済新聞による決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書を当社のホームページに掲載いたしております。当社のホームページのアドレスは次のとおりであります。

<http://www.marusanai.co.jp/>

以上